

筑後国府跡

— 第 282 次発掘調査報告 —

平成 27（2015）年 10 月

久留米市教育委員会

序

久留米市は、水や緑の豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝に位置し、古来より筑後地方の中心都市として栄えてきました。近年、これらの地域特性を活かし、福岡県第3の都市として発展してきましたが、少子・高齢化、高度情報化、エネルギー問題などの時代の潮流は、留まることなく、社会を取り巻く環境は常に変化しています。本市では、このような変化に対応するため、市民と行政がパートナーシップの理念の下に協働し、質の高い生活中心の都市づくりを推進しております。また、本市が誇る地域資源である「水と緑」を活かし、歴史が見えるまちを創り出すため、耳納山系の四季折々の自然を保全し、歴史風土の継承に尽力しているところです。

市内各地には貴重な歴史遺産が多数存在しており、本書で報告する筑後国府跡もその一つで、共同住宅建設に先立つ発掘調査として、平成26年度に実施したものです。発掘調査では、平安時代の掘立柱建物跡や道路遺構などが出土し、貴重な成果を挙げる事ができました。

今回の発掘調査とその成果を収録した本書の発行によって、地域の歴史解明、さらに文化財保護の理解や普及、生涯学習等に多少なりとも貢献できれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査・本書の発行に際しまして、多大なご理解のもとにご協力を頂きました関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成27年10月31日

久留米市教育委員会
教育長 堤 正 則

例 言

1. 本書は、共同住宅建設に先立ち■■■■氏の委託を受けて実施した、筑後国府跡第282次調査の発掘調査報告書である。
2. 本調査は久留米市教育委員会が主体となり、久留米市市民文化部文化財保護課の廣木誠が担当した。
3. 本書に掲載した遺構実測図の作成は、廣木・大淵文子・中野ゆみが行った。また、本書に掲載した遺物の実測および浄書は、非常勤職員の古賀和子が実施した。
4. 本書に掲載した空中写真を除く遺構写真はマミヤRB67を使用し、遺物写真はニコンD700を用いて廣木が撮影した。また、本文中の遺物番号と写真図版の遺物番号は同一である。
5. 本書に使用した遺構の略記号は、S A - 柵列、S B - 掘立柱建物、S D - 溝、S F - 道路遺構、S K - 土坑、S P - ピット・柱穴、S X - 不明遺構を示す。また、第181次調査で付された遺構番号は、従来の番号を使用し、調査回数に遺構番号を付す。

(例) 第181次調査 S B 1 → 181 S B 1

6. 遺構実測図は国土調査法第Ⅱ座標系（世界測地系）を基に作成し、図面方位は座標北を示す。
7. 本調査の略記号はTKH - 282、調査番号は201415である。
8. 遺物観察表の凡例は下記のとおりである。

法量の単位はcmである。（ ）内の数値は現存値または復元値を示す。

色調は『新版標準土色帖』（日本色研事業株式会社 1997年版）による。

登録番号は、久留米市市民文化部文化財保護課が定める出土遺物の登録番号である。

(例) 2 0 1 4 1 5 — 0 0 0 0 0 1
調査番号 登録番号

9. 本調査に関わる遺物・記録類は、全て久留米市埋蔵文化財センターに収蔵・保管されている。
10. 本書の執筆・編集は廣木が担当し、遺物に係る執筆を古賀が行った。

本文目次

I. はじめに	1
II. 筑後国府跡の立地と概要	2
III. 調査の記録	4
IV. 総括	18

I. はじめに

1. 調査に至る経過

本調査は、共同住宅建設に伴う事前の発掘調査である。平成27年1月6日、[REDACTED]氏より、久留米市朝妻町字三丁野1430-7の一部と1430-8における「埋蔵文化財包蔵の有無」の照会が提出された。一帯は周知の遺跡である筑後国府跡に含まれ、当該地は平成14年度に実施した第181次調査地内にあたる。同調査では筑後国府Ⅲ期政庁西第2脇殿や政庁を囲繞する溝、政庁の西出入り口と考えられる陸橋部などが検出されており、これら遺構の保存を前提に協議を進めた。結果、建物は脇殿と西区画溝との間に建設されることとなった。その後、協議を重ね、調査費用を原因者負担とし、平成27年1月15日に[REDACTED]氏から「発掘調査の依頼」が提出されたのを受け、文化財保護法による諸手続きを済ませた後、平成27年2月2日に[REDACTED]氏と久留米市長檜原利則は「筑後国府跡第282次調査埋蔵文化財発掘調査委託契約書」を取り交わした。

現地調査期間は、平成27年2月12日から3月13日までである。また、出土品整理・報告書作成作業は平成27年5月25日に「筑後国府跡第282次調査報告書作成委託契約書」を取り交わし、実施した。報告書作成期間は平成27年6月1日から10月31日までである。

2. 調査・報告書作成に係わる体制

調査委託：[REDACTED]

調査主体：久留米市教育委員会 教 育 長：堤 正則

調査総括：市民文化部 部 長：野田秀樹

次 長：竹村政高

文化財保護課 課 長：園井正隆

課長補佐：白木 守

宮崎俊一（平成26年度）

山崎万里子（平成27年度）

課 主 査：辻 義則（平成26年度）

水原道範（平成27年度）

事務主査：塚本映子 豊福早苗（平成27年度）

庶務担当：豊福早苗（平成26年度）

調査担当：廣木 誠

整理担当：古賀和子

発掘調査臨時職員（平成26年度）

秋永 絹子・大淵 文子・川原 初美・佐藤 朱美・中野 ゆみ・溝口 輝男

発掘調査整理臨時職員（平成27年度）

飯星 和子

Ⅱ．筑後国府跡の立地と概要

1．地理的環境

久留米市は、九州最大の穀倉地帯である筑後平野の中央に発達した中核都市で、交通の要衝に位置する。筑後国府跡が所在する合川町付近には九州自動車道をはじめ、国道210・322号やJR久大本線などの交通網が発達している。久留米市域の北側近くには豊富な水を湛える九州一の大河、筑後川が西流して有明海へと注ぎ、南東側には緑豊かな耳納山地が聳える。筑後国府跡はこの耳納山地西端から北西へ派生する標高約15mの低位段丘上に立地し、東西約1.0km、南北約0.7kmの範囲に展開している。台地の南端は水縄断層系千本杉断層が東西に走り、断層によって形成された断層崖下には湧水地が点在する。これらの湧水は小河川となって台地を開析しつつ筑後川へ及ぶ。また、西端は高良山南麓に源を発した高良川が、東側は中谷川が流れ、北の筑後川、南の断層崖とともに国府域の四至を画す。国府の選地にあたっては筑後川の水運と地理的立地の利便性に起因しているものと考えられる。



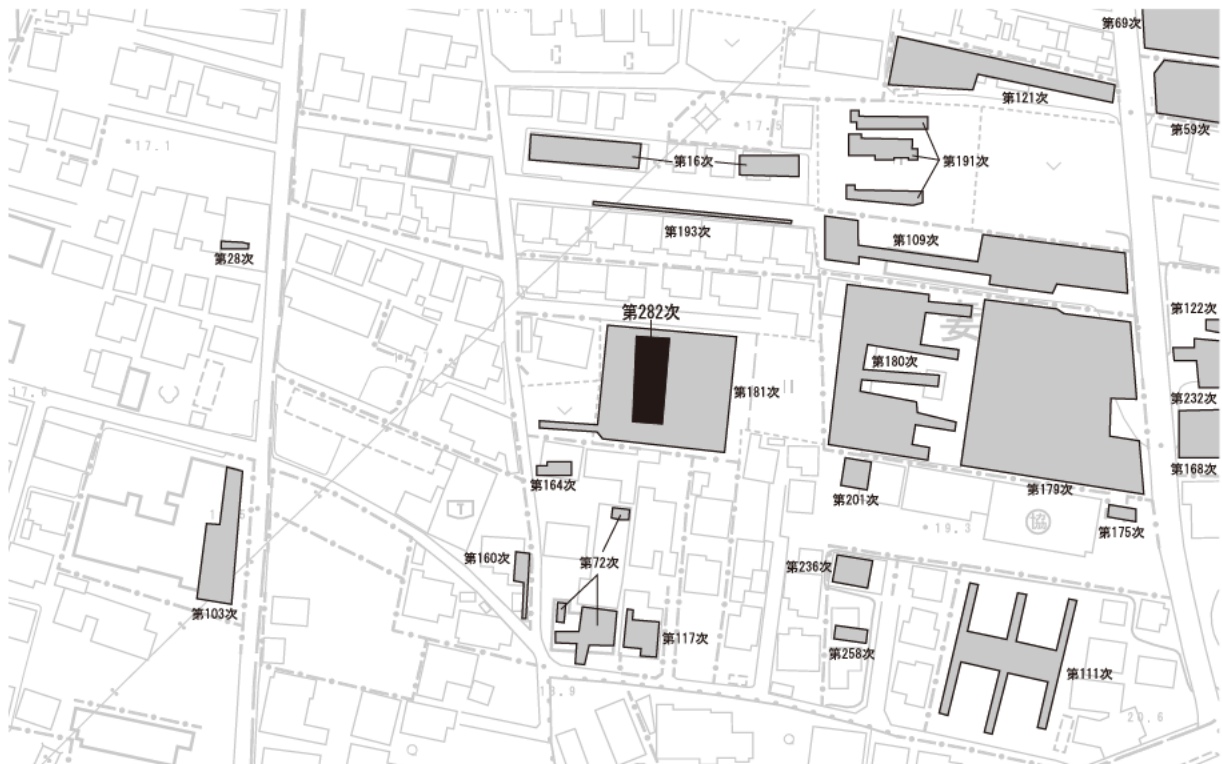
第1図 筑後国府跡の位置と周辺の遺跡分布図 (1/25,000)

1. 筑後国府Ⅰ期政庁 2. 筑後国府Ⅱ期政庁 3. 筑後国府Ⅲ期政庁 (第282次調査地) 4. 筑後国府Ⅳ期政庁
 5. 西小路遺跡 6. 下見遺跡 7. ヘボノ木遺跡 8. 神道遺跡 9. 二本木遺跡
 10. 高隆寺跡 11. 高良山神籠石 12. 祇園山古墳 13. 筑後国分尼寺跡 14. 筑後国分僧寺跡

2. 歴史的環境

筑後国府跡の発掘調査は、昭和36年に実施された九州大学考古学教室による調査に始まる。以降、半世紀を超える調査の結果、筑後国府跡の具体像が明らかになりつつある。特に、筑後国が成立する以前に「前身官衙」が設けられたこと、筑後国が成立した7世紀末頃から平安時代末の12世紀後半までの約500年間で御井郡内を3度移り変わったことは注目される。

筑後立国以前の7世紀中頃、「前身官衙」が田代地区に造営され、大型の四面廂建物を中心に枝光台地西部に展開し、大溝や土塁を伴うことが判明している。7世紀末頃には、古宮地区において築地塀で囲繞された掘立柱建物群からなるⅠ期政庁が造営された。九州において律令体制が安定した8世紀中頃になると、古宮地区から東へ200mの阿弥陀地区に政庁が移転した。この政庁をⅡ期政庁とし、9世紀前半には礎石建物であったことが明らかとなっており、また、西脇殿や政庁前面の朝集殿的な建物群、築地塀、多量の古瓦も検出されている。この時期、付属官衙群が枝光台地一帯に広がり、各官衙は単位毎に計画方位をもって造営される。特に、Ⅱ期政庁から南東へ200mの位置には、9世紀代の国司館跡も確認されている。Ⅱ期政庁は10世紀前半に焼失したと考えられ、東へ600mの朝妻地区へ再び移転する。Ⅲ期政庁は一辺140m程の大溝で区画された大規模なもので、北に八脚門・東西に陸橋部を配し、区画内部に正殿・脇殿を設けていた。付属官衙群もこれに併せて移転したと考えられ、政庁の東側を中心に多数の掘立柱建物群が確認されている。さらに、11世紀末になると、Ⅳ期政庁として南東へ400mに所在する横道地区へ移転し、『高良記』に見える「今ノ符」と考えられるこの政庁は、12世紀後半頃まで存続したようである。



第2図 調査地点の位置と周辺地形図 (1/2, 500)

Ⅲ. 調査の記録

1. 調査の目的と経過

調査対象地は、国府域の南東に位置する朝妻町三丁野地区に所在する。三丁野地区では、昭和52年に行われた第16次調査を皮切りに、第72・109・111・179・180・181・191次調査などが実施されており、本調査をもって28次を数える。これらの調査の結果、東西に陸橋部、北に八脚門を構え、一辺約140mの溝で囲繞した内部に正殿・脇殿と考えられる大型の掘立柱建物を配したⅢ期政庁の様相が明らかとなっており、10世紀中頃から11世紀後半に存続したものと考えられている。

調査対象範囲は、平成14年度に重要遺跡確認調査として実施した第181次調査地内の西部分にあたる。同調査では、Ⅲ期政庁西第2脇殿と西面大溝及び西出入り口と考えられる陸橋部を検出した。また、それらとは計画方位を異にする掘立柱建物や柵列、溝や土坑などが確認された。調査の性格上、遺構の掘削は最小限度に留められ、特に、後者の遺構群については、詳細を把握することが叶わなかったものも多い。従って、今回の調査では、それらの遺構群について、時期や性格の把握を目的とし、調査を行った。

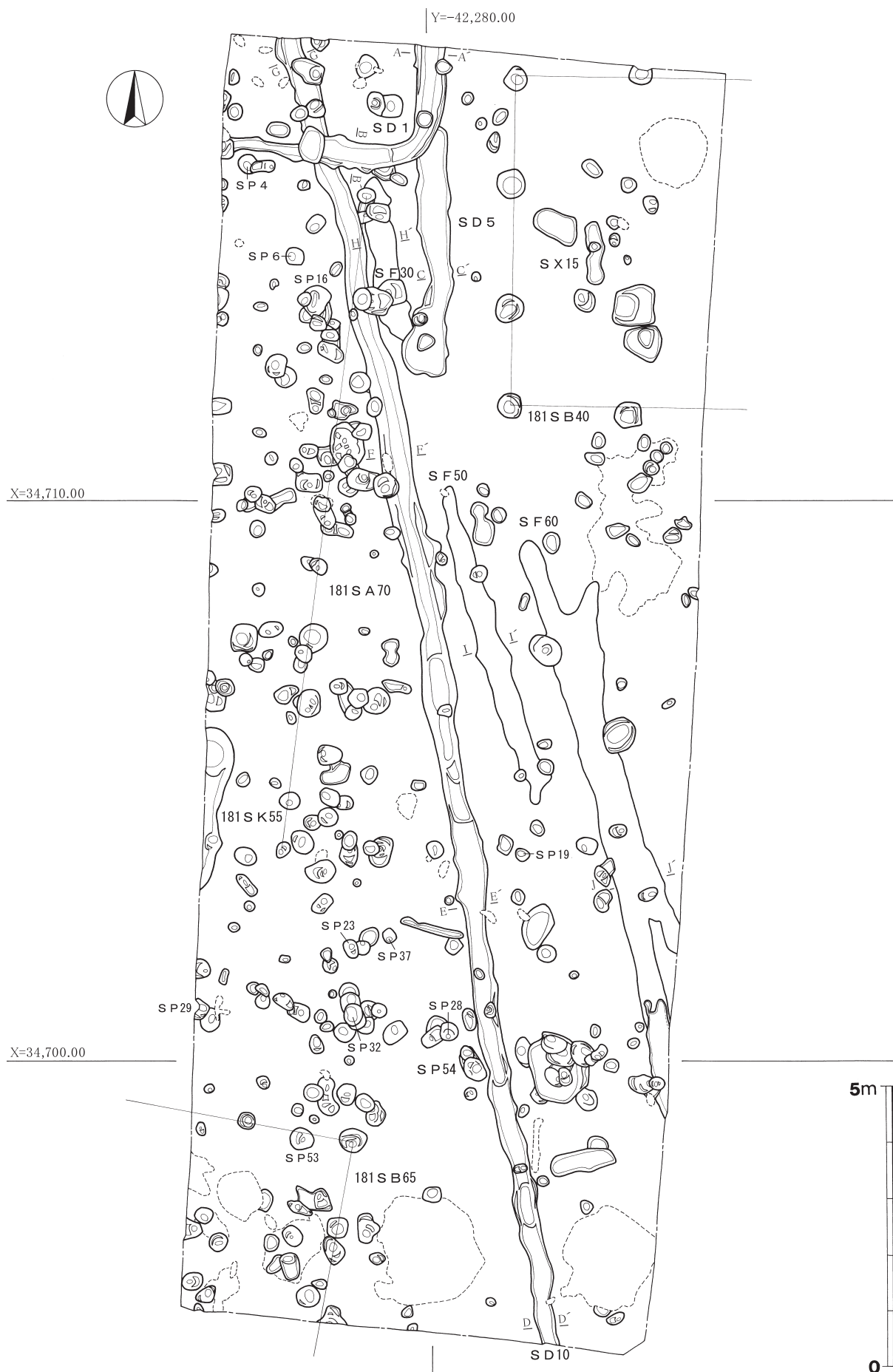
現地調査は、平成27年2月12日から重機による表土剥ぎを開始した。表土を除去した部分から遺構検出及び平板測量を実施し、略図作成が終了した調査区北側より遺構の掘削を開始した。遺構実測、写真撮影は随時行い、3月6日には調査区の全景写真を撮影した。掘立柱建物の補足調査終了後の3月12日に埋め戻しを開始し、3月13日に全ての現地作業を終了した。個別遺構・土層断面図(1/10・1/20)は手測りで作製したが、それ以外の遺構実測はトータルステーションを用い、その記録は株式会社CUBIC製ソフト「遺構くんCubic」で編集・保管している。全景写真は、有限会社空中写真企画がカラーリバーサル・モノクローム6×6判で撮影した。個別遺構の記録写真は、廣木がカラーリバーサル・モノクローム6×7判で撮影した。



第3図 表土剥ぎ風景（北西から）



第4図 作業風景（南西から）



第5図 第282次調査遺構配置図 (1/100)



第6図 第181・282次調査合成図 (1/250)



第7図 調査区全景（東上空から）

2. 検出遺構

本調査地の周辺地形は、南東から北西へ緩やかに傾斜している。基本層序は、第181次調査の所見によれば（「久留米市文化財調査報告書」第193集）、調査地の北西部分では、耕作土と床土の下位に黒色の遺物包含層が認められており、これを取り除き暗褐色土の遺構検出面である地山に至る。南東部分では、水田化した際の削平が著しく耕作土直下で検出面が確認されている。本調査における検出面までの深さは、北西側で約0.8m、南東側では0.4m程度を測り、検出面の標高は約17.1～17.6mである。

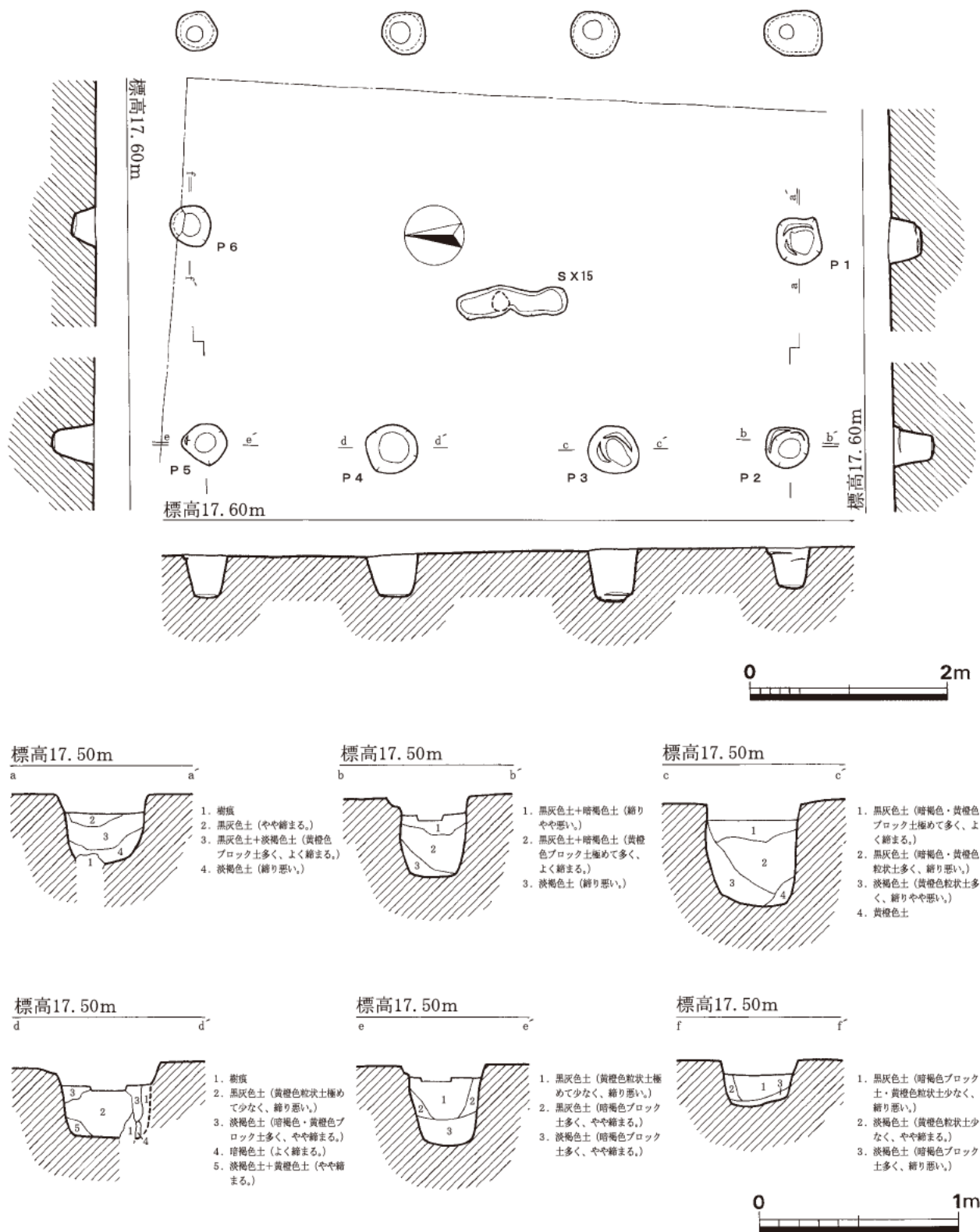
検出遺構は、掘立柱建物2棟、柵列1条、溝3条、道路遺構3条、土坑1基、ピット及び不明遺構である。以下、これらの主要遺構について報告する。尚、181S B80については、掘方が極めて浅いこと、柱痕を確認できなかったことから掘立柱建物とは判断しなかった。

掘立柱建物

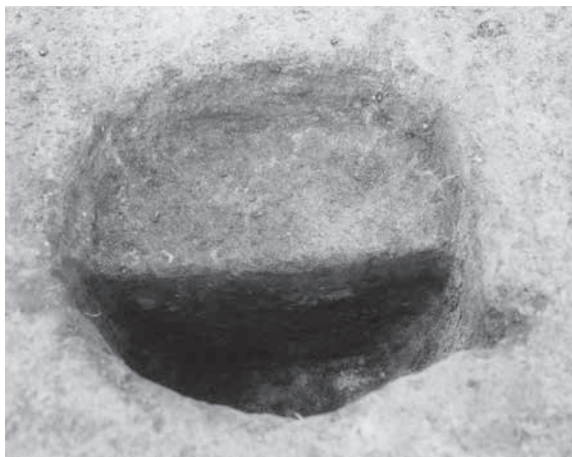
181S B40（第8～14図）

調査区北東部で検出した南北棟掘立柱建物である。東桁柱列は調査区外に及ぶ。平面形式は桁行3間（6.0m）、梁間2間（4.2m）で、計画方位はN - 1° - Eを指向する。柱穴の平面形は楕円形を呈し、直径は0.4～0.5m、深さは24～54cmを測る。断割調査の結果、柱痕は確認できなかったが、柱間寸法は西桁柱列が北側から2.1m、2.1m、1.8mで、梁間が南妻柱列で7尺（2.1m）等間と思わ

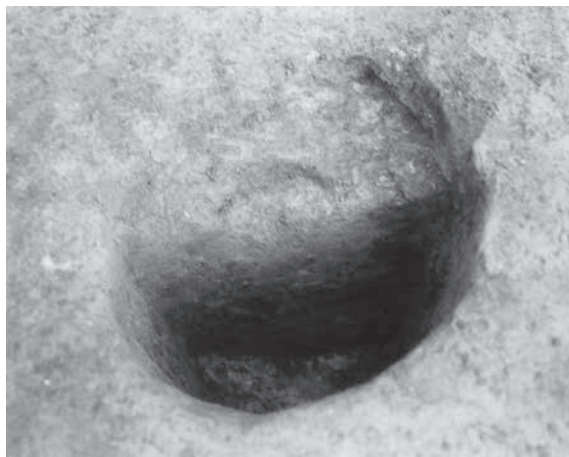
れる。遺物はP 5から土師器甕の細片が出土したのみで、第181次調査においても遺物は出土していない。他遺構との重複関係もないため、築造年代については不明である。なお、後述するS X15は本遺構に伴う三和土の可能性もある。



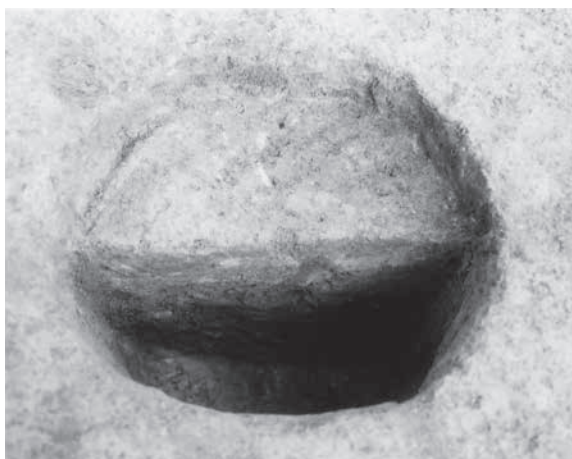
第8図 181 S B40実測図 (1/30・1/60)



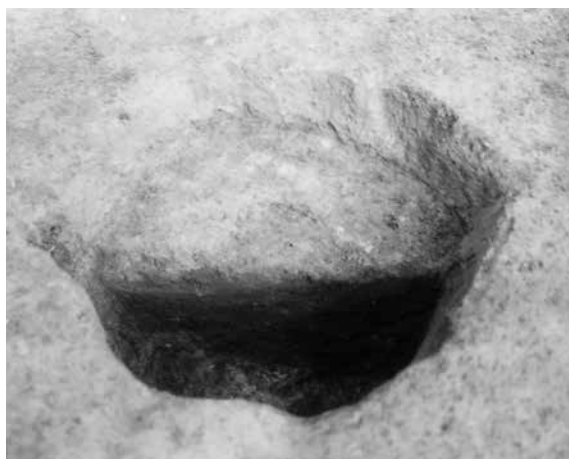
第9図 181 S B 40 P 1 土層 (南から)



第10図 181 S B 40 P 2 土層 (西から)



第11図 181 S B 40 P 3 土層 (西から)



第12図 181 S B 40 P 4 土層 (西から)



第13図 181 S B 40 P 5 土層 (西から)



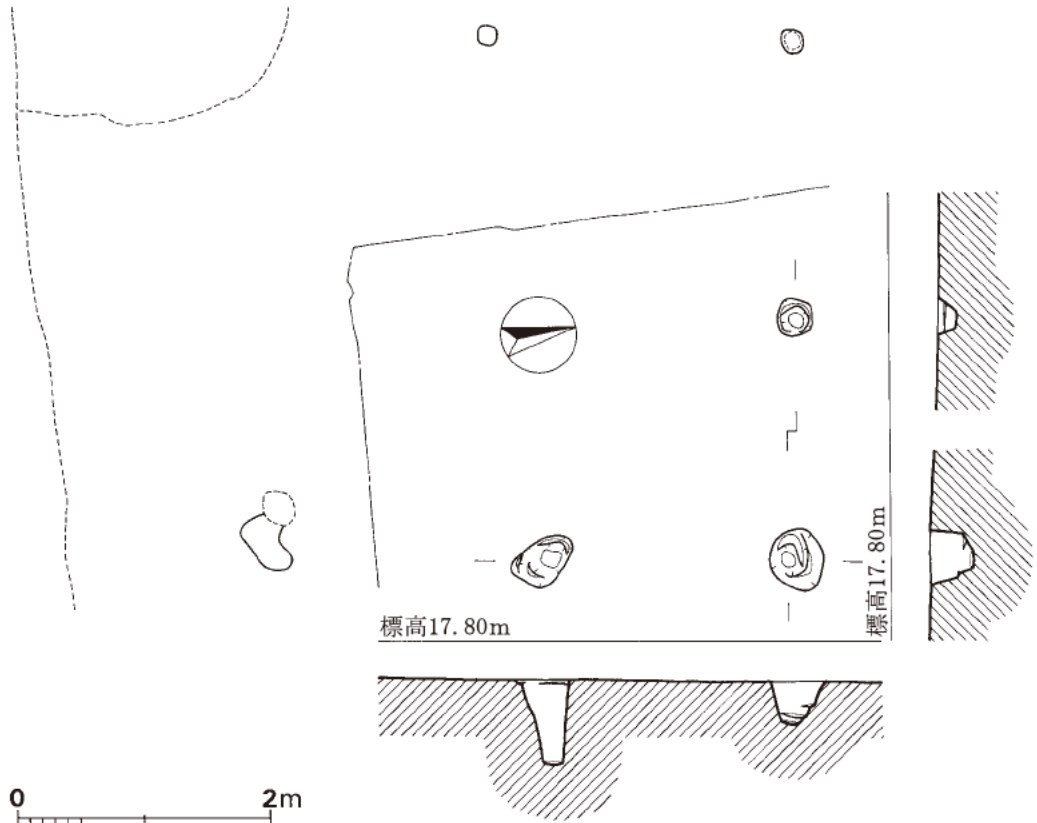
第14図 181 S B 40 P 6 土層 (南から)

181 S B 65 (第15図)

調査区南西隅で検出した。第181次調査の成果から、平面形式は桁行3間、梁間2間の南北棟掘立柱建物と考えられ、計画方位はN - 11° - Eである。180 S D 25に先出する。柱穴の平面形は円形・

Ⅲ. 調査の記録

長円形・楕円形を呈し、直径は0.25～0.5m、深さは15～66cmを測り、一様ではない。断面調査の結果、柱痕は認められなかったものの、柱間寸法は東桁柱列で1.9m+2.2m+ α 、北妻柱列で約1.9m+2.3mと推定される。



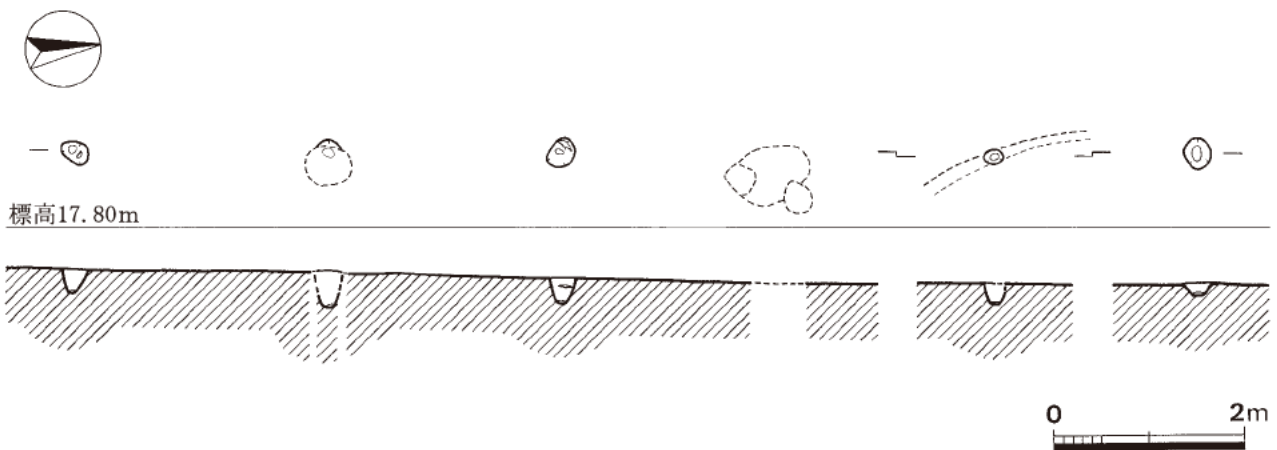
第15図 181 S B 65実測図 (1/60)

掘方埋土は黒灰色土を基調とし、僅かに粒状の地山ブロック土を含む。遺物は出土しなかったが、遺構の重複関係から、11世紀以前に築造されたものと考えられる。

柵列

181 S A 70 (第16図)

調査区北西部で検出した柵列で、後述する S D 10に先出し、S F 30に後出する。柱穴の一部は攪乱を受けているため不明な点も残るが、南北五間になるものと推定され、計画方位はN - 8° - Eである。掘方の平面形は円形や楕円形を成し、柱穴は直径が0.2～0.3m、深さが15～40cmを測る。柱



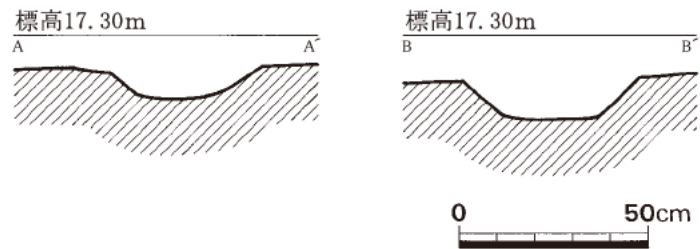
第16図 181 S A 70実測図 (1/80)

間寸法は2.1～2.5mで、総延長は12mである。埋土は黒灰色を呈し、埋土内から遺物は出土しなかった。本遺構の西側、2.7mの位置で検出された181 S B 60の目隠し塀と考えられる。

溝

SD 1 (第17～19図)

調査区北東隅で検出したL字状を呈する溝で、SD 5・10に後出する。表土剥ぎの際、西側の上端の一部を削り過ぎている。検出長は東西が3.1m、南北が1.9mを測る。幅は0.47～0.5mで、深さは8～10cmである。断面形状は床面が



第17図 SD 1 断面図 (1/20)

凹レンズ状を呈し、壁面は緩やかに立ち上がっており、A - A' 間西側にはテラス状の段が認められた。埋土は黒灰色土に黄褐色・黄橙色ブロック土を若干含み、締りが悪い。埋土内から遺物は出土していない。本遺構は雨落ち溝の可能性も考えられたが、掘立柱建物と想定される遺構を確認することはできなかった。



第18図 SD 1 土層 (北東から)



第19図 SD 1 完掘状況 (東から)



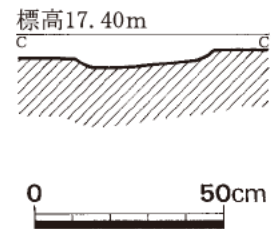
第20図 SD 5 C - C' 間土層 (南から)



第21図 SD 5 完掘状況 (南から)

SD 5 (第20～22図)

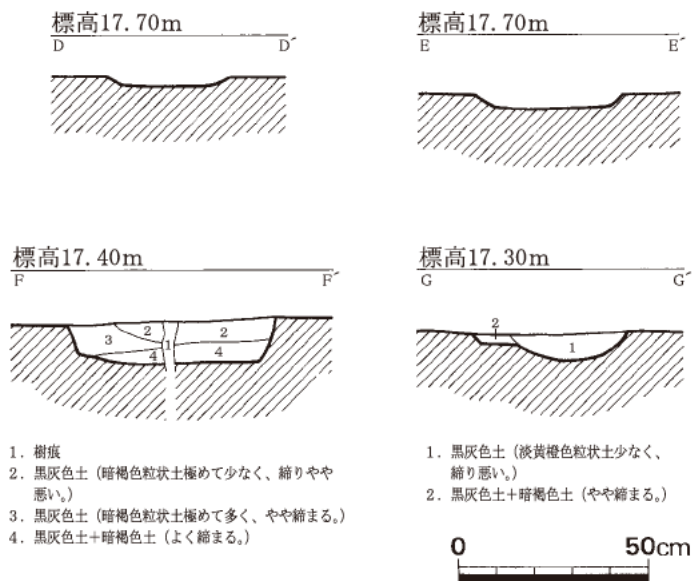
調査区北側で検出した南北方向に走行する溝である。SD 1 に先出し、SF 30 に後出する。上面幅は一定ではなく、北側が0.55m、中央付近が0.35m、南側が0.8mである。深さは3～5cmを測り、北へ向かって緩やかに傾斜を成している。埋土は黒灰色を呈し、暗褐色ブロック土を含む締りの悪い土質であった。埋土内から遺物は出土しなかった。



第22図 SD 5 断面図 (1/20)

SD 10 (第23～25図)

調査区を南北方向に縦断する溝で、SD 1 に先出し、181SA 70 に後出する。検出長23.8mであった。上面幅は0.32～0.55mで、深さは北側が7cm、中央付近が15cm、南側が3cmを測る。溝底は、北に向かって傾斜しており、部分的に掘り窪められている。北端と南端の比高は55cmである。断面形は、中央から南側ではほぼフラットな溝底から壁面が立ち上がるのに対して、北側ではU字型を呈す。埋土は、暗褐色ブロック土を含む黒灰色で、締りのある土質であった。埋土内からは、土師器の坏細片が5点出土したのみである。



第23図 SD10断面・土層図 (1/20)



第24図 SD10F - F' 間土層 (南から)



第25図 SD10完掘状況 (南東から)

道路遺構

SF 30 (第26・27図)

調査区北西部で検出した硬化面で、帯状を呈すことから道路遺構と判断した。181SA 70、SD 5



第26図 S F 30検出状況（南東から）



第27図 S F 30H - H' 間土層（南東から）

に先出する。主軸方位はN - 13° - Wを指向し、検出規模は長さ2.98m、幅0.45mを測る。全体的に褐灰色を呈し、中央部分の硬化が特に顕著である。断割調査の結果、地業痕跡等は認められなかったが、地山面が厚さ3cm程度硬化していることを確認できた。本遺構から遺物は出土しなかった。

S F 50（第28・29図）

S F 30の南西3mで検出した帯状を呈する硬化面である。主軸方位はS F 30と近似し、検出規模は長さ5.88m、幅0.2～0.55mである。特に南半部分の硬化が著しく、褐灰色を呈しているため、地山との識別は容易であった。断割調査を実施した結果、地山面が厚さ2cm程度硬化しており、S F 30と同様に地業痕跡は検出されなかった。本遺構から遺物は出土していない。



第28図 S F 50・60検出状況（北西から）



第29図 S F 50 I - I' 間土層（南東から）

S F 60（第28・30・31図）

調査区中央東側、S F 50に並列した状態で検出した。帯状を成しているが、南北両端が二股状になる。検出規模は長さ10.5m、幅0.35～0.9mである。南端には黒灰色土が一部堆積しており、3cm掘り下げると硬化面に達する。硬化部分はS F 30・50と同様に褐灰色を呈す。断面観察では、厚さ2cm程度の地山面の硬化を確認できたのみである。黒灰色土内から土師器細片が2点出土した。



第30図 SF60南側検出状況詳細（南西から）

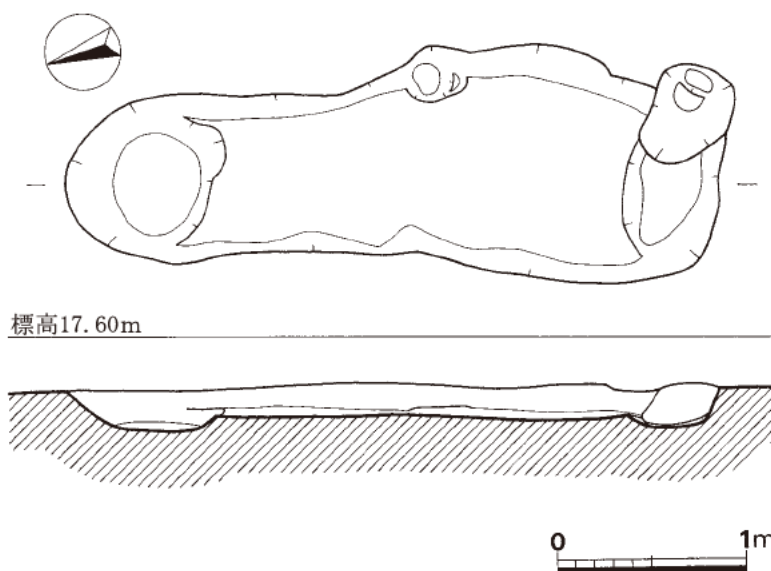


第31図 SF60 J - J' 間土層（南東から）

土坑

181 S K55（第32図）

調査区西側で検出した不整形の土坑で、遺構中央部分と南東部分のピットに後出する。遺構の南西部分は調査区外に延びるが、第181次調査で、全容が明らかにされた。規模は長軸が3.44m、短軸が0.83～1.2mで、深さが最深部で22cmを測る。検出面から16cm下位に広範な平坦面を有し、南北両端が僅かに掘り込まれている。埋土内からは、土師器坏・甕、黒色土器A類埴などが出土したことが報告されており、9世紀後半の所産と考えられる。



第32図 181 S K55実測図（1/40）

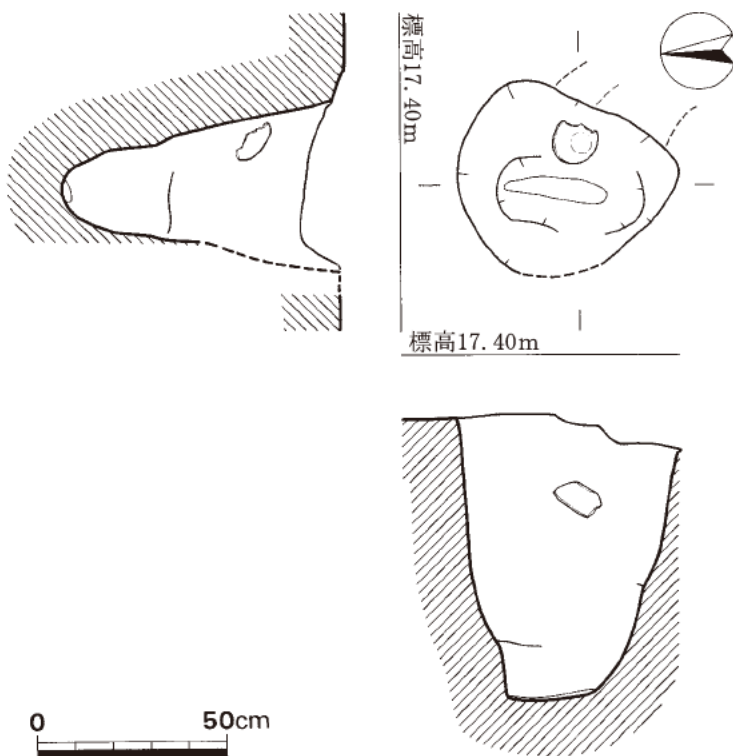
ピット

S P16（第33・34図）

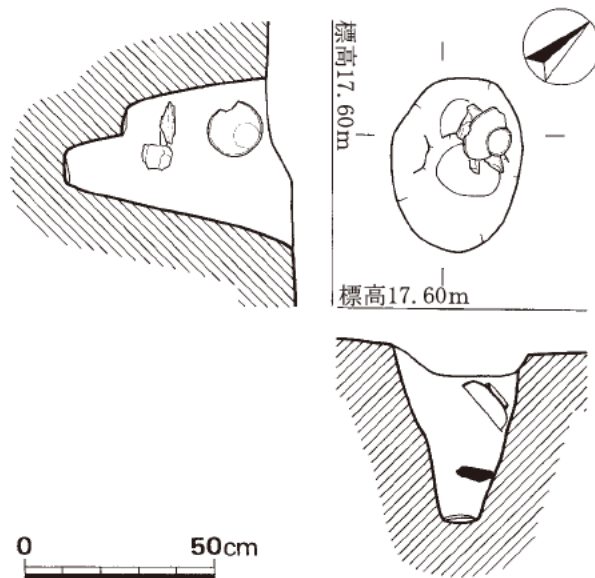
調査区北西部で検出した。平面形は倒卵形を呈し、規模は長軸が0.58m、短軸が0.35～0.5mを測り、深さが75cmである。壁面は南側が緩やかに立ち上がり、その他が垂直気味に立ち上がっている。埋土は黒灰色土に暗褐色ブロック土を含み、人為的に埋没したものと思われる。埋土内からは土師器の坏・甕の細片が出土したほか、検出面から0.2m下位で黒色土器A類の埴が出土した。出土状況から北東方向から廃棄された



第33図 S P16遺物出土状況（北西から）



第34図 SP16実測図 (1/20)



第36図 SP54実測図 (1/20)

不明遺構

SX15 (第8・37図)

調査区北東部、181SB40内で検出した硬化面である。主軸方位はN - 2° - Wを示し、規模は長さ1.1m、幅0.25mを測る。埋土は暗褐色ブロック土及び粒状の赤色土を含む黒灰色土であり、検出面から5cm下位で、硬化面に至る。181SB40に伴う三和土の痕跡か、あるいは、道路遺構と一連のものか判断できなかった。なお、埋土内から遺物は出土していない。(廣木)

と推定される。

SP54 (第35・36図)

調査区南側で検出した。平面形は長円形を呈す。規模は長軸が0.46m、短軸が0.34mで、深さが6cmを測る。下端から0.15m上方には、半円状のステップが認められた。埋土は黒色土で、埋土内からは、土師器細片と上位で黒色土器B類の埴、中位で被熱した礫が出土した。



第35図 SP54遺物出土状況 (北西から)

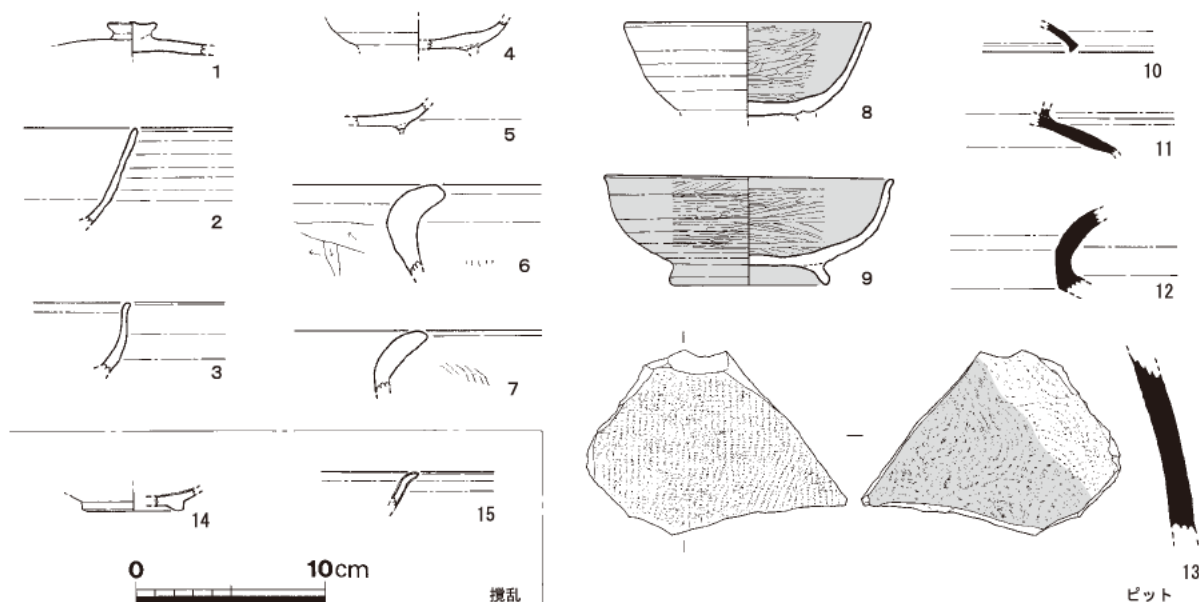


第37図 SX15完掘状況 (南から)

3. 出土遺物

本調査ではパンコンテナ半箱程度の遺物が出土したが、その殆どが細片である。主要遺構から出土した遺物は極めて少なく、ピット及び攪乱から出土したものが大半を占める。以下、図化できた遺物について説明を加え、併せて、第1・2表出土遺物観察表も参照されたい。

1～7は土師器。全て細片で、磨耗しているものが多い。1は扁平なつまみを持つ蓋。2～5は埴で、3の体部は丸みを帯び、口縁端部は外反する。6・7はいずれも甕の口縁片であるが、7の内面には油煙が付着しており、全体に黒色を呈す。8・9は黒色土器。8の高台は失われているが、その底面には高台貼り付けの痕跡が残る。10～13は須恵器。11の外面には自然釉がかかり、内面はタタキ成形がなされた後、回転ナデで調整されている。また、一方の断面端部は微かに内湾し、他方の外面には緩やかな円を描く突帯が貼り付けられている。このことから、肩部に突帯を有する壺と考えられる。13の内面には僅かに墨痕が残り、円滑な部分も認められる。(古賀)



第38図 出土遺物実測図 (1/4)

第1表 出土遺物観察表①

遺物No.	出土遺構	材質	器種	法量			色調		調整・文様		胎土(製作地)	備考	登録番号
				口径(長)	底径(幅)	器高(厚)	外面	内面	外面	内面			
1 第38・39図	SP37	土師器	蓋	—	—	(1.8)	にぶい黄橙	橙	回転ヘラケズリ 接合ナデ	ナデ	微砂粒(石英・長石・雲母・赤色粒子)	つまみ径2.6	201415 000009
2 第38・39図	SP6	土師器	埴	—	—	(5.1)	橙	橙	回転ヘラケズリ 接合ナデ	回転ナデ	微砂粒(長石・雲母・赤色粒子)		201415 000002
3 第38・39図	SP28	土師器	埴	—	—	(3.7)	橙	橙	回転ナデ	回転ナデ	精良(雲母・赤色粒子)		201415 000006
4 第38図	SP56	土師器	埴	—	—	(1.6)	橙	橙	ヘラ切り 接合ナデ 回転ヘラケズリ 回転ナデ	回転ナデ ナデ	細砂粒(石英・長石・雲母)		201415 000015
5 第38図	SP4	土師器	埴	—	—	(1.2)	黄灰	黄灰	ヘラ切り 接合ナデ 回転ナデ	回転ナデ ナデ	微砂粒(石英・長石・雲母・赤色粒子)		201415 000001
6 第38図	SP23	土師器	甕	—	—	(4.2)	にぶい黄橙	橙 にぶい黄橙	回転ナデ ヘラケズリ	回転ナデ ヘラケズリ	砂粒(石英・長石・雲母・赤色粒子)		201415 000005
7 第38図	SP29	土師器	甕	—	—	(2.9)	橙	黒	回転ナデ ヘラケ目	回転ナデ	砂粒(石英・長石・雲母・赤色粒子)	内面に油煙付着	201415 000007
8 第38・39図	SP16	黒色土器A類	埴	(13.0)	—	(4.9)	橙 にぶい橙 黒	黒	ヘラ切り 接合ナデ 回転ナデ	回転ナデ後 ミガキ	微砂粒(石英・長石・雲母・赤色粒子)		201415 000003

第1表 出土遺物観察表①

遺物No.	出土 遺構	材 質	器 種	法 量			色 調		調 整・文 様		胎土(製作地)	備 考	登録番号
				口径 (長)	底径 (幅)	器高 (厚)	外 面	内 面	外 面	内 面			
9 第38・39図	SP54	黒色土器B類	埴	15.2	8.3~ 8.4	5.6~ 6.0	黒	黒	ヘラ切り 接合ナデ 回転ヘラケズリ 回転ナデ後ミガキ	回転ナデ ミガキ	精良(石英・長石・雲母)	底部板状圧痕あり	201415 000014
10 第38図	SP32	須恵器	蓋	—	—	(1.5)	灰	灰	回転ナデ	回転ナデ	微砂粒(石英・長石)		201415 000008
11 第38図	SP54	須恵器	壺	—	—	(2.4)	灰白 灰褐	暗灰黄	接合ナデ 回転ナデ	タタキ後回転ナデ	細砂粒(長石・雲母)	外面は自然釉がかかる	201415 000012
12 第38図	SP19	須恵器	甕	—	—	(4.4)	灰	灰	回転ナデ	回転ナデ	砂粒(長石・雲母) 3~6mmの小礫を含む。		201415 000004
13 第38・39図	SP53	須恵器	転用碗	—	—	(9.5)	暗灰黄	灰	タタキ(平行文)	タタキ(同心円文)	細砂粒(石英・長石・雲母)	内面に墨痕あり	201415 000011
14 第38図	攪乱	白磁	皿	—	(5.4)	(0.9)	釉:透明 素地:灰白		ヘラケズリ(襷靴)	ナデ(施釉)	精良		201415 000010
15 第38図	攪乱	青磁	碗	—	—	(2.0)	釉:灰オリブ 素地:灰白		ナデ(施釉)	ナデ(施釉)	精良		201415 000016



第39図 出土遺物写真

IV. 総 括

第282次調査は、平成14年度に実施した第181次調査地内における共同住宅建設に先立つ発掘調査で、208㎡を対象に行った。主要遺構は、掘立柱建物2棟、柵列1条、溝3条、道路遺構3条、土坑1基、不明遺構及びピットで、既述のように、主要遺構から出土した遺物は極めて少なく、所属時期等について言及し難い。そこで、周辺の調査成果を踏まえて整理を行い、総括としたい。

本調査地が所在する三丁野地区では、第16次調査以降、27次に亘る調査が実施され、本調査をもって28次を数える。これらの調査の結果、掘立柱建物30棟、竪穴建物1軒、柵列4条の他、溝や道路遺構などを検出した。この内、掘立柱建物は、9世紀代に比定されるもの（第16・21・86・120・121次調査）が多く確認されるため、それらと計画方位が近似する181 S B 40及び181 S B 65を同時期と捉えたい。この時期はⅡ期政庁に伴う曹司域の拡大期と考えられており、関連遺構の可能性がある。

181 S A 70については、遺構の配置状況から181 S B 60の東方を遮蔽する目隠し塀と推定される。この掘立柱建物は、南妻の西側柱穴がⅢ期政庁を圍繞する S D 4251に後出するため、政庁廃絶後の12世紀以降の所産と推察される。また、このことから181 S A 70廃絶後に S D 10が、 S D 10埋没後に S D 1 が機能したことが導かれる。三丁野地区における12世紀以降の様相は、掘立柱建物（第86・179・242次調査）、溝（第179・180次調査）、土坑（第121・179・191次調査）等を検出しているが、その密度は概して希薄である。一方、本地区の東側に位置する朝妻地区では、第59次調査東西棟四面廂建物 S B 2880をはじめとする多数の掘立柱建物群や土坑群、鑕水遺構 S X 4322等を確認している。これらは、中世頃に作成されたと伝えられる『高良記』に云う「在国司居屋敷」に関するものと考えられ、屋敷地の西限は本調査地の東100mに位置する現在の市道に想定されている。以上のことから、三丁野地区と朝妻地区における遺構密度の相違は、本地区が屋敷地の範囲外であることを反映しているものと推定される。

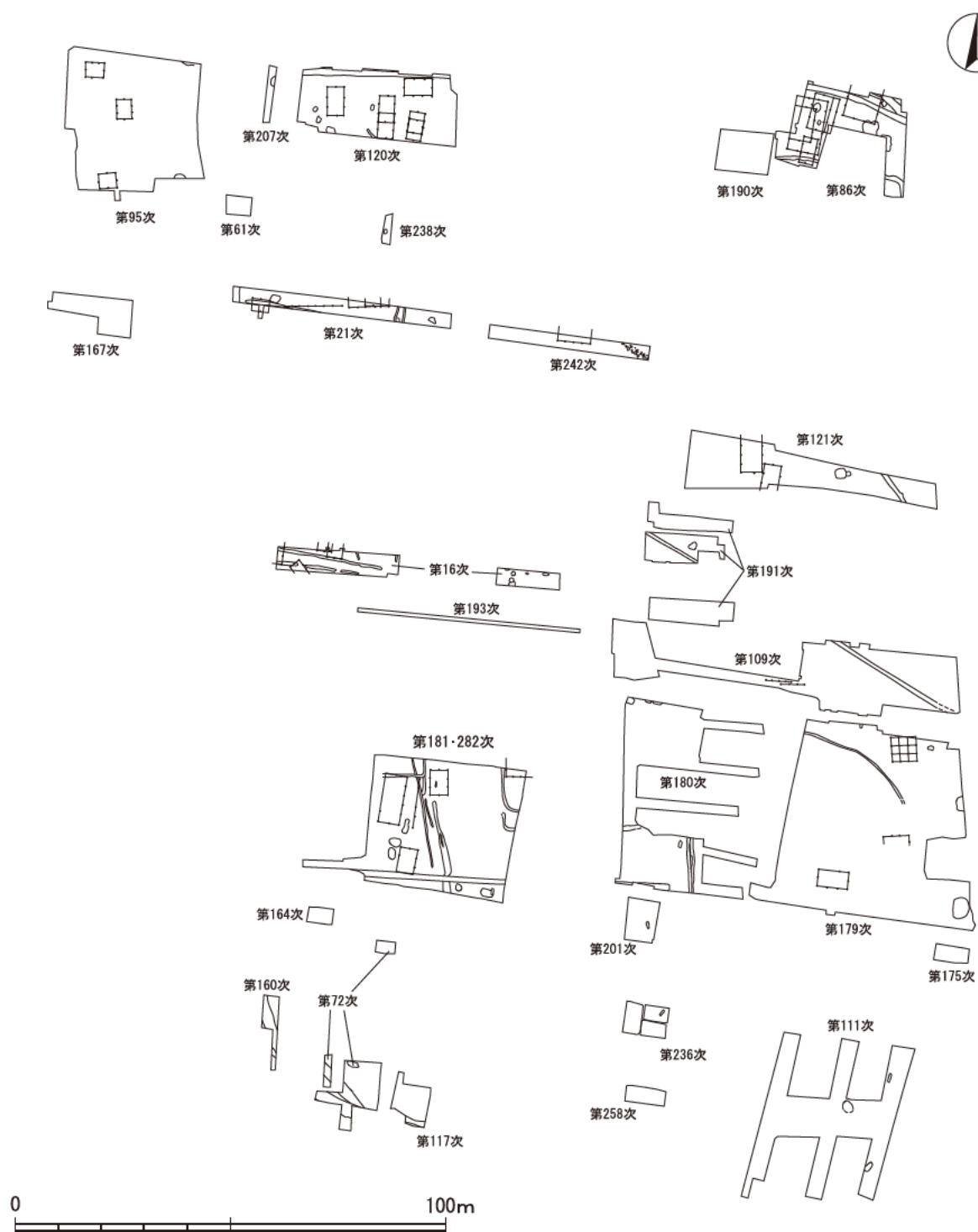
S F 30・50・60は主軸方位が類似し、地業痕跡を伴わない地山の硬化のみであるため、一連の遺構の可能性が高い。所属時期は S F 30が181 S A 70に、 S F 60が180 S D 25に先出することや本調査地がⅢ期政庁内にあたることから10世紀前半以前の所産であろう。国府域の道路遺構については、その中央部を東西方向に直線的に付設された道路遺構（官道）とその他の道路遺構とに区分し、各道路の地業痕跡を検討することで、敷設目的の相違が構築工法の選択・施工に及んでいることが指摘されている（註）。本調査で検出した道路遺構は、地山の硬化を確認したのみで、地山のカットや積土、刺突痕跡などの大規模な地業痕跡はもとより、その他の道路に多いとされる波板状痕跡も見られず、側溝も伴っていない。従って、先学の指摘するところによると、本遺構は比較的通行頻度が少ない側道的なものであったと考えられる。

最後に、ルートについては道路遺構の主軸方位から南北走行と考えられる。北方では道路遺構を確認できていないが、延長部にあたる第21・95次調査において10世紀初頭から前半の掘立柱建物と柵列が検出され、注意を引く。南方では、第72・117・160次調査において北西～南東走行の道路遺構

を確認し、10世紀中頃以前に比定されている。想像を逞しくすれば、本遺構は先の調査で確認された道路遺構から北方へ接続する側道として機能していたのではなかろうか。

本調査は、以上をもって報告に代えたい。

註) 神保公久「筑後国府の道路遺構」『九州と東アジアの考古学』九州大学考古学研究室50周年記念論文集刊行会 2008



※ 8世紀～10世紀前半・12世紀の主要遺構を掲載

第40図 第282次調査検出遺構関連模式図 (1/1, 500)

報 告 書 抄 録

ふ り が な	ちくごこくふあと
書 名	筑後国府跡 ー第282次発掘調査報告ー
シ リ ー ズ 名	久留米市文化財調査報告書
シ リ ー ズ 番 号	第362集
編 著 者 名	廣木誠(編) 古賀和子
編 集 機 関	久留米市 市民文化部 文化財保護課
所 在 地	〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 Tel 0942-30-9225 Fax 0942-30-9714 Email : bunkazai@city.kurume.fukuoka.jp
発 行 年 月 日	2015 (平成27) 年10月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所 在 地		コード		北 緯 ° ' "	東 経 ° ' "	発掘期間	発掘面積	発掘原因
			市町村	遺跡番号					
ちくごこくふあと 筑後国府跡 第282次調査	くるめし 久留米市 あさづままち 朝妻町1430-8外		40203	30112	33° 18' 43"	130° 32' 45"	20150212 } 20150313	208㎡	記録保存調査
所収遺跡名	種 別	時 代	主 な 遺 構			主 な 遺 物		特 記 事 項	
筑後国府跡 第282次調査	官衙	奈良 ～平安	掘立柱建物	2棟		土師器、須恵器、黒色	9世紀代の掘立柱建物、10 世紀中頃以前に比定される 道路遺構及び12世紀以降の 柵列を検出した。		
			柵列	1条		土器、輸入陶磁器			
			溝	3条					
			道路遺構	3条					
			土坑	1基					
			ピット	多数					
			不明遺構	1					
要 約									
第282次調査は、筑後国府Ⅲ期政庁を構成する多数の遺構が検出された三丁野地区に所在する。今回の調査では、Ⅱ期政庁に伴う曹司域の拡大を想起させる9世紀代の掘立柱建物に加え、本調査地を南北に走行する10世紀中頃以前の道路遺構を検出した。また、12世紀を上限とする柵列も確認し、Ⅲ期政庁廃絶後における調査地周辺の様相を窺い知ることができた。									
土木工事の届出日		平成27年1月6日			遺物の発見通知日		平成27年3月18日 (26文財第1388号)		

筑 後 国 府 跡

ー第282次発掘調査報告ー

久留米市文化財調査報告書 第362集

平成27年10月31日

発 行 久 留 米 市 教 育 委 員 会

編 集 久留米市 市民文化部 文化財保護課

印 刷 永松印刷

久留米市中央町20-22